

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福角会は、男女ともに全職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

### 2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 男性職員の育児休業取得率を13%以上とする。

#### <実施時期・取組内容>

- ・令和3年度より、職場と家庭の両方において、男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けての意識啓発及び仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修を実施する。
- ・令和3年度以降も引き続き第1子出生予定の男性労働者に対し、育児実習を実施する。

目標2 仕事と家庭との両立を支援するための雇用環境を整備するため広報誌での紹介や再雇用制度を導入する。

#### <実施時期・取組内容>

- ・令和3年度4月より、男性の育児休業の取得促進を図るため、男性育児休業取得者の体験談を広報誌で紹介する。
- ・令和3年4月より、妊娠・出産・育児・介護のために自己都合で退社した者に対する再雇用制度を導入する。

目標3 限られた時間で効率のよい働き方を推進し、全職員年6日以上の年次有給休暇を取得する。

#### <実施時期・取組内容>

- ・令和3年度以降も引き続き全事業所で設定しているノー残業デーを継続して実施する。
- ・令和3年度より幹部職員を対象とした、タイムマネジメント研修を実施する。
- ・令和3年度より広報誌等を活用して、定時退社の推進と職員の意識改革を行う。
- ・令和3年度より年6日を前提とした年次有給休暇の計画的付与を実施する。

目標4 仕事と家庭の両立を支援するために研修を実施する。

#### <実施時期・取組内容>

- ・令和3年度より、子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようキャリアイメージの形成や職場風土の改革に関する研修を実施する。